

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	日機輸	外資系企業への課税強化・不当な課税賦課	・近年税務当局による外資系企業向け課税が強化され、多くの外資系企業が納税不足を理由に多額の追徴課税を受けている。特に2022年の財政危機を発端に従来にも増して厳しい追徴課税を行っているが、その多くは法を逸脱した不当課税であり、その多くが調停制度や法廷で審議されて、その結果課税額が大幅に減額となることがほとんどである。 当社においては2021年に同国内の事業会社が高額な追徴を受けて、一部減額で和解した。また2023年には当事務所（これまで駐在員事務所として法人税は納税していなかった）に対して、当事務所の運営経費の10年分以上の巨額な追徴課税を受け、現在調停制度を使って交渉中である。 同国の税制度上の問題として、追徴課税を受けた場合は不服申し立てを行い調停制度が利用できるが、その要件として不服申し立ての前に課税額の30%（但し輸入関税の場合は全額）を保証金として納付する必要がある。従い、税務当局はまずこの保証金を集める（キャッシュフローに参入する）目的で、非常に強引で高額な不当課税を吹っ掛けるということが常態化している。	継続	・このような状況では、日本企業を含む多くの外資系企業が同国への投資を引き上げることになりかねない。	・ Income Tax Act ・ Ghana Revenue Authority Act、等
2	日機輸	税制、行政の不透明な課税賦課	・徴税において、当局による課税所得の解釈の拡大や、誤った法解釈により、事業者・現地弁護士事務所の理解とは異なる高額課税を主張されている。 （2017年に開始した、ガーナ沖における原油生産活動（FPSO備船事業）に関して、2022年、従来前提としていた税制・過去のRulingの解釈を当局が突如覆し、過年度分の所得や支払について各種税金の納税漏れを指摘されているもの。） また、支店税について同一の事業会社・対象期間に対する更生通知が2通発出されており、同国の税徴制度の信頼性に疑問有。	継続	・ 正当な徴税、課税方針の画一。	・ Petroleum Income Tax Act, 1987 ・ Internal Revenue Act, 2000 as amended
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	商標権利化手続きの不備	・ 1980年代～2000年代にかけて出願した商標の記録が残されていないことが判明した。	継続	・ 本来あるべき権利が消失しないための政府としての取組みをお願いしたい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	IPP投資案件の不払い	・ IPP投資案件にて、オフテーカーである国営電力会社からの支払いが十分でない状態が続いていたが、ガーナ政府の介入もあり、正常化する目途が立ってきた。ただし、合意された内容が完全に履行されない不安は残り、事業の資金繰りに支障を来す可能性がある。	変更	・ 発電所の健全な運営の為には、合意内容に則ったタイムリーな支払い履行が必要故、引き続き日本政府のサポートをお願いしたい。	
2	日機輸	貿易産業省の自動車政策の未実行	・ 2019年に発表された貿易産業省の自動車政策（GADP：Ghana Automotive Development Policy）の実行を前提に、現地組立工場を建設・操業を開始するも、ガーナ政府は本事業前提の政策を実行していない。GADPの基本条件である完成車（CBU）輸入関税UPや中古車の禁輸なくして現地生産のメリットが出ないことは明らかで、自工会（AAAG）はじめ、各国大使、日系メーカー複数社からもあげて抗議中。 加えて保税ヤードでのCBUリポート申請用コード（CPC）の設定についても実行されていない。	継続	・ 前提政策（GADP）の速やかな法制化と実行。	・ Ghana Automotive Development Policy